

# 保健関係について（入校時の連絡事項）

県立南但馬自然学校

## 1 医療機関での受診について

(1) 緊急の場合及び受診が必要な場合は、生活棟の指導者室にある「救急体制等の手引き（赤ファイル）」もしくは救急員用の青ファイルの医療機関一覧表を参考にし、利用校で医療機関との連絡調整、または救急車の緊急要請をお願いします。その後、必ず事務室にも連絡ください。

※連絡調整においては、以下の内容を参考にしてください。（ガイドブック P9～10 参照）

- ① 該当児童に関する情報（名前、生年月日、性別、血液型、体重、服用している薬等）
- ② 診察時の持ち物（被保険者資格情報を確認できるもの、診療代、該当児童に関する書類、スポーツ振興センターの書類、学校への返信用封筒（返信用切手も含む））

※必ず該当児童の症状等がわかる方が連絡してください。

※被保険者資格情報を確認できるものは、医療機関によって対応が異なるので、各医療機関に事前に確認をお願いします。

※医療機関からの紹介状なく総合病院（八鹿、豊岡）で一般外来受診される場合は、診療代の他に初診時選定療養費 7,000 円が別途必要となります。

(2) 受診後は事務室に連絡してください。

## 2 医務室の使用について

### (1) 救急員帯同の場合

- ・通常、医務室を生活棟に設けていただいております。
- ・原則として児童への対応は帯同救急員でお願いします。本校の職員の対応や、本館の医務室使用が必要になった時は、事務室に連絡してください。

### (2) 帯同救急員がない場合

- ・教員付添いのもとに、本館の医務室に来てください。

## 3 危険なアクティビティ、危険な生物について

毒蛇、ムカデ、ハチ、ヤマビル、マダニ等に被害を受けた時の救急処置や危険度の高いアクティビティに対する注意事項について、事前説明会での資料や生活棟指導者室にある「救急体制等の手引き（赤ファイル）」をもとに児童への適宜指導をお願いします。

## 4 食中毒予防について

- (1) 手洗い励行の指導をお願いします。
- (2) 野外炊事実施の際には、本校の職員が食中毒予防等の説明をします。
- (3) 校内で嘔吐された場合、利用校で処理をお願いします。また、事務室へも連絡願います。

## 5 AED、救急箱、担架、車椅子について

裏面<校内救急体制>の<<参考>>の箇所に設置しておりますので、必要な時にご利用ください。

## 6 代替食について

事前に、本校に電子メールによって連絡いただき、利用校及び該当児童の保護者確認済みの代替食を用意しております。受取りについては、食堂内の専用カウンターで、必ず教員が食堂業者と代替食メニューを確認した上で、本人が受け取ることとしています。

## 7 その他

- (1) 健康状態等で小風呂、エレベーターが必要な場合は事務室にお申し出ください。
- (2) 医務室に防水シーツ（夜尿等用）を用意しています。必要な場合は事務室にお申し出ください。
- (3) 保健関係（配慮が必要な児童のこと、代替食、施設安全面等）で、不明な点がありましたらご遠慮なく事務室指導課に連絡ください。